

第五部 附 則

1. 施行期日（附則第1条）

（詳細は、各改正項目の部を参照。）

◆附則第1条

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第一百一条、第一百十二条の三及び第一百七十五条の改正規定、第一百九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二百一条の改正規定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の改正規定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第三項並びに附則第三条第二項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定 平成十九年一月一日

三 附則第十条及び第十五条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情

報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日又は前号に定める日（以下「一部施行日」という。）のいずれか遅い日

(1) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成19年4月1日：平成18年政令第340号）から施行するもの

- ・意匠権の存続期間の延長
- ・意匠の定義の見直し（画面デザインの保護の拡充）
- ・意匠登録要件の見直し
- ・意匠の類似の範囲の明確化
- ・関連意匠制度の見直し
- ・秘密意匠制度の見直し
- ・技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止
- ・分割制度の濫用防止
- ・分割の時期的制限の緩和
- ・外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長
- ・小売業等の役務商標としての保護

(2) 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（平成18年9月1日：平成18年政令第259号）から施行するもの（第1号）

- ・新規性喪失の例外適用手続の見直し
- ・団体商標の主体の見直し

(3) 平成19年1月1日から施行するもの（第2号）

- ・産業財産権の効力の拡大（「輸出」の定義規定への追加）
- ・産業財産権の侵害とみなす行為の見直し（「譲渡目的所持」のみなし侵害規定への追加等）
- ・産業財産権侵害の罰則の見直し

- (4) 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の施行日と平成19年1月1日のいずれか遅い日から施行するもの（第3号）

産業財産権四法及び不正競争防止法の罰則の見直しにともない、附則第10条及び第15条において、第164回通常国会へ提出され、継続審議とされた「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」における改正との調整規定を設けている。このため、これらの規定の施行日については、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行日と今改正法のうち罰則の見直しに係る規定の施行日（平成19年1月1日）のいずれか遅い日とすることとした。

2. 経過措置

- (1) 意匠法、特許法、実用新案法、商標法改正に伴う経過措置（附則第2条～附則第8条）

（各改正項目の経過措置に関する詳細は、各改正項目の部を参照。）

意匠法、特許法、実用新案法及び商標法改正に伴い必要となる経過措置について規定した。

- (2) その他（附則第9条～附則第16条）

- ① 罰則の見直しに伴い必要となる経過措置

◆附則第9条

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置）

第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するため

の刑法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第三号の規定の適用については、同号中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「第十四条第一項第七号」とあるのは「第二十一条第二項第六号」とする。

2 前項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第三十六号中「第百九十六条」とあるのは「第百九十六条又は第百九十六条の二」と、同表第三十七号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条又は第七十八条の二」とする。

3 第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十五号）附則第四条の規定は、適用しない。

従来、特許法においては直接侵害に係る罪と間接侵害に係る罪をともに、特許法第196条に規定していたが、今改正法により、直接侵害に係る罪については第196条、間接侵害に係る罪については第196条の2に規定することとした。

特許法第196条は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）別表第36号において掲げられているところ、同号は平成18年の第164回通常国会に提出された「犯罪の国際化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」によって、別途改正予定であった。この点、犯罪の国際化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行日が特許法第196条の改正規定の施行日より後となる場合に、犯罪の国際化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行までの

間、特許法第196条の2の罪が組織的犯罪処罰法別表の対象外となってしまうという関係にあった。

このため、犯罪の国際化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行日が、特許法第196条の改正規定の施行日より後となる場合には、犯罪の国際化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行までの間、組織的犯罪処罰法別表第36号の「第196条」を「第196条又は第196条の2」と読み替えることとした。同様に、組織的犯罪処罰法別表第37号に掲げられている商標法第78条についても、読替え規定を設けることとした。

また、組織的犯罪処罰法においては不正競争防止法違反の罪の規定が引用されているため、同様の観点から所要の経過措置を設けることとした。

② 施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置（附則第10条関係）

◆附則第10条

（施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置）

第十条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、一部施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の意匠法第六十九条の罪、第三条の規定による改正前の実用新案法第五十六条の罪、第五条の規定による改正前の不正競争防止法第二十一条第二項の罪又は附則第十二条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）第五十六条第一項の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生

じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して一部施行日後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

組織的犯罪処罰法においては、犯罪による収益の収受・隠匿等を処罰することとされている。

今改正法及び「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」における組織的犯罪処罰法の改正により、これまで組織的犯罪処罰法において犯罪収益とされていなかった実用新案権、意匠権の侵害罪が犯罪収益の対象となる罪とされることから、改正法施行前に犯された実用新案権、意匠権の侵害により生じた財産について、改正法施行後に当該財産の収受・隠匿等が行われた場合は、それらの財産を犯罪収益とみなして、処罰の対象となることを規定することとした。

③ 罰則の適用に関する経過措置（附則第11条関係）

◆附則第11条

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

刑事政策上、刑事罰の廃止、処罰範囲の縮小の改正が行われた場合、改正前の行為には改正前の罰則が適用されることが要求されることから、所要の経過措置を設けることとされている。この点、今改正法においては、意匠の類否判断の明確化を行っているところ、意匠の類似の判断は、意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を司るものであり、処罰範囲とも関係することから、念のため、罰則についての経過措置を規定することとした。

④ 政令への委任（附則第14条関係）

◆附則第14条

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

今改正法の施行に伴い必要な経過措置を政令で定めることができる旨を確認的に規定し、附則の各規定以外にも経過措置が必要な場合には、本条を根拠規定として経過措置を定めることとした。

⑤ 関係法の一部改正（附則第12条、第13条、第15条及び第16条）

ア 旧実用新案法の一部改正（附則第12条、第13条関係）

平成5年の特許法等の一部を改正する法律（平成5年法律第26号）附則第4条において、平成5年改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法という。」）は「なおその効力を有する」ものとされている。

今改正法において、産業財産権四法について産業財産権の効力の拡大、侵害とみなす行為の見直し及び罰則の見直しに係る改正を行っていることに鑑み、他の知的財産権法との衡平の観点から、旧実用新案法についても所要の規定の整備を行った。

イ 組織的犯罪処罰法の一部改正（附則第15条関係）

今改正法において、不競法違反の罪の規定の改正を行っているところ、組織的犯罪処罰法において、該当条文を引用しているため、項ズレ対応を行った。

ウ 弁理士法の一部改正（附則第16条関係）

今改正法において、不正競争防止法の罰則規定の改正を行っているところ

第五部 附則

ろ、弁理士法第8条第3号において、不正競争防止法の罰則規定を引用しているため、項ズレ対応を行った。